

公 示

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者の行政処分について

・・・ 2

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

フレックス株式会社
代表取締役 藤崎 孝行
東京都港区北青山二丁目5番8号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

フレックス株式会社
千葉県千葉市稲毛区長沼原町774番地1
認証番号 第3-3201号
指定番号 関東指第3-925号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和7年 5月27日 から
令和7年 6月30日 まで 35日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和7年5月26日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

中部自動車販売株式会社
代表取締役 横手 弘之
東京都東村山市美住町1丁目15番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

中部自動車販売株式会社 坂戸店
埼玉県坂戸市大字片柳2254番地1
認証番号 第4-4095号
指定番号 関東指第4-1197号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和7年 5月28日 から
令和7年 7月 1日 まで 35日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和7年 5月28日 から
令和7年 8月30日 まで 95日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条の3及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和7年5月27日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

中部自動車販売株式会社
代表取締役 横手 弘之
東京都東村山市美住町1丁目15番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

中部自動車販売株式会社 北本店
埼玉県北本市北本4丁目220番地1
認証番号 第4-4139号
指定番号 関東指第4-1794号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和7年 5月28日 から
令和7年 6月16日 まで 20日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和7年 5月28日 から
令和7年 8月25日 まで 90日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条の3、同法第94条の6第1項、同法第94条の8第1項第3号及び同法第94条の9の規定違反

令和7年5月27日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

中部自動車販売株式会社
代表取締役 横手 弘之
東京都東村山市美住町1丁目15番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

中部自動車販売株式会社 蓮田店
埼玉県蓮田市大字閨戸2858番1
認証番号 第4-4802号
指定番号 関東指第4-1103号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和7年 5月28日 から
令和7年 7月11日 まで 45日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和7年 5月28日 から
令和7年 8月25日 まで 90日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第81条第1項、同法第89条、同法第90条、同法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条の3及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和7年5月27日

関東運輸局長 藤田 礼子